

証券コード 6092
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日 2025年6月4日)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区鍛冶町二丁目2番2号
株式会社エンバイオ・ホールディングス
代表取締役社長 中 村 賀 一

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://enbio-holdings.com/ir/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エンバイオ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6092」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使をすることができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権行使をしてくださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願いします。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午後1時
※受付開始時刻は、午後0時30分を予定しております。
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水ソラシティ 1階 ソラシティカンファレンスセンター Room C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」並びに「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査した対象書類の一部であります。

◎株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産はご用意いたしておりません。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午後1時（受付開始:午後0時30分）



インターネットで議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

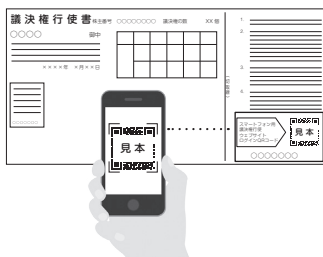
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

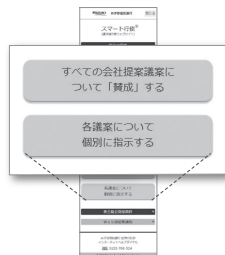
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

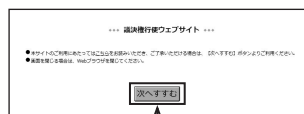
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

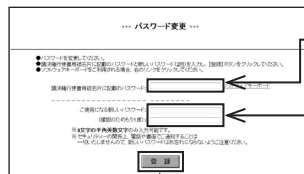
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃金・雇用環境の改善や訪日外国人数の増加によるインバウンド消費の拡大などにより、緩やかな回復基調で推移していますが、物価高騰の継続や円高による輸出の鈍化の影響もあり、当社を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

海外においては、トランプ政権の関税政策による米国経済のスローダウンやグローバルな対米貿易の停滞なども予想され、世界経済の先行き不透明感は依然として強い状況です。

当社グループの業績に大きな影響を及ぼす各セクターの状況は、建設市場においては、社会インフラの更新需要や都市部での大規模再開発プロジェクトの継続など引き続き需要が見込まれるものの、少子高齢化や残業規制に起因する労働力不足、資材価格・人件費等の建設コストの高騰などが収益圧迫要因となっております。また、不動産市場においては、引き続き堅調な需要が継続すると予想される一方、地価上昇が続く都市部と、需要が伸び悩む地方との格差はますます顕著になり、立地や物件特性に応じた慎重な投資判断が求められています。さらに、再生可能エネルギー市場においては、トランプ政権による化石燃料への回帰的な政策が一定の影響を及ぼすと見込まれるものの、企業のESGへの関心の高まりに加えて技術革新によるコスト低下などを背景に引き続き成長が見込まれています。

このような背景のもと、当社グループは、ESG経営に積極的に取り組むとともに、土壌汚染対策事業においては、リスク管理型手法や責任施工保証の提案、工物品質管理、工事原価管理の徹底、DXの推進による業務効率化などの施策を推進しております。ブラウンフィールド活用事業においては、土壌汚染問題に直面する事業用地等を積極的に取得し、市場のニーズや土地の最適利用を考慮し、企画開発力を活かして付加価値を高めた形で、お客様に対し再販することに努めております。また、自然エネルギー事業においては、国内でのFITに頼らないビジネスモデルとして、工場、物流倉庫、ホームセンター等へのPPAモデルの提案を積極的に展開するとともに、地域リスク分散の観点から、海外展開も積極的に推進しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は10,668,079千円（前年同期比11.4％増）となりました。経常利益は702,116千円（同34.2％減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は452,689千円（同36.1％減）となりました。

以下に各事業セグメントの状況を報告いたします。

土壌汚染対策事業

売上高

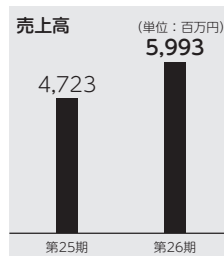
5,993百万円

(前連結会計年度比26.9%増)

当連結会計年度の売上高は5,993,261千円（同26.9%増）となり、セグメント利益は448,536千円（同7.1%増）となりました。

国内においては、土壌汚染対策工事の引き合いは引き続き堅調さを維持しているものの、当社を含む上位数社での競争が激しくなっております。その中で競争優位性を確保するため、土壌汚染の管理を目的とする経済的な対策（リスク管理型手法）、土壌調査と対策工事をセットにし対策費用の総額を保証して実施するコストキャップ保証、東京都より「地下水汚染拡大防止技術支援」事業で推奨する技術メニューに認定された原位置浄化壁工法（ブルームストップ工法）等の差別化された提案に注力しております。原位置浄化壁工法については、東京都の同事業に基づく補助金案件を受注し完工いたしました。同工法は急速に関心が高まってきたPFOA・PFOSの地下水汚染対策としても欧米では実績があり、高く評価されております。PFOA・PFOS汚染対策用の各種調査用機材も取り揃えて、地方自治体への提案活動、地盤環境フォーラムへの出展等の積極的な営業活動を展開しております。土壌汚染対策工事に繋げるために受注した大型の解体工事が順調に進捗したことに加えて、土壌汚染対策工事に続く柱として始めた太陽光発電所等の環境プラント工事や建築工事の売上高が計画通り伸びたことから前年同期比で増収となりました。環境プラント工事や建築工事の利益貢献には今暫く時間を要しますが、一方、土壌汚染対策工事において原価改善努力を進めたことから前年同期比で増益となりました。

中国においては、地方政府からの工事許認可取得時期の見通しが不透明なこと、現地企業との競争激化、中国経済の先行き不透明感などから、当初想定した収益の確保および今後の成長が見込めないと判断し、土壌汚染対策業務から撤退し、EHSコンサルティング業務へ事業を集中することを骨子とした事業内容の見直しを行いました。



ブラウンフィールド 活用事業

売上高
2,401百万円
(前連結会計年度比26.6%減)

当連結会計年度の売上高は2,401,571千円（同26.6%減）となり、セグメント利益は368,179千円（同6.6%減）となりました。

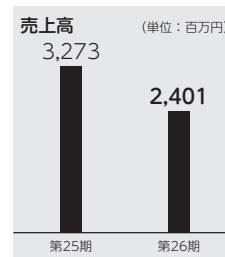
前期に大型物件の売却があったため大幅な減収となりました。他方、当連結会計年度に実施した高利益率案件の売却が寄与し、セグメント利益の減少幅を一定程度抑える結果となりました。

株式会社エンバイオ・リアルエステートでは、一部地域において住宅需要の変動の影響が見られるものの、仕入れ競争の激化に伴い、当連結会計年度の仕入れ件数は13件にとどまりましたが、次期に予定している仕入れ物件については、6件がすでに契約済みとなっております。

近年、土壌汚染問題を抱えた中小企業製造業の廃業や相続に関する相談が増加している状況下で、当社は仲介会社との連携を強化し、これらの案件への対応を通じて事業の拡大に取り組んでおります。

販売に関しては、グループ会社による土壌汚染対策および地下水モニタリングを実施した後、要措置区域の指定解除を受けた物件を含む19件の販売を完了しました。今後も、環境保全と地域社会への貢献を両立させるビジネスモデルを推進してまいります。

株式会社土地再生投資は、当連結会計年度において新規の仕入れ物件を獲得するには至りませんでした。グループの総合力を活かして10件の土壌調査案件等の受注に貢献いたしました。



自然エネルギー事業

売上高
2,273百万円
(前連結会計年度比44.1%増)

当連結会計年度の売上高は2,273,246千円（同44.1%増）となり、セグメント利益は90,017千円（同70.0%減）となりました。

当連結会計年度末における国内外の太陽光発電所は55か所、総発電量54MWとなりました。オンサイトPPAを含む再エネ電力を供給するサービスは順調に推移しております。他方、前連結会計年度において、一時的に受取保険金が計上されたこと、当連結会計年度においては、令和6年能登半島地震に起因した石川県志賀町メガソーラー発電所内の土木修復工事費用が発生したこと等が減益要因となりました。

クリーンエネルギーの需要は依然として高く、海外を含むセカンダリー発電所やコーポレートPPA案件等新規案件の情報収集、再生可能エネルギーを用いた新たなビジネススキームとして、蓄電池を用いたビジネスモデルやペロブスカイトを含む薄型・軽量型太陽電池を用いたビジネスモデルの検討に注力しております。

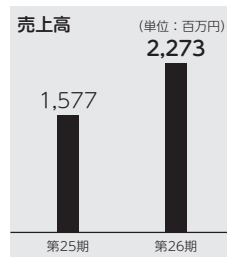
当社グループの関与発電容量は、インドネシアにおける太陽光発電所の開発投資の結果、同国内の稼働済み発電容量18MWを含め、合計72MWとなりました。

[国内]

株式会社シーアールイーが開発する物流施設「LogiSquare（ロジスクエア）」の屋根を活用した太陽光発電所（ロジスクエア宮、ロジスクエア厚木Ⅰ、ロジスクエア松戸、ロジスクエアふじみ野A）の稼働を開始いたしました。太陽光発電事業に関する事業資金として、新たにシンジケーション方式での「グリーンローン」を締結し、引き続き太陽光発電所の開発投資を実施してまいります。また、脱炭素社会の実現に向け、CO2削減に取り組む企業に対して非化石証書の販売や再エネ電力を供給するサービスは順調に契約件数が増加しております。

[海外]

ヨルダンにおいては、引き続き水資源開発の可能性を調査しております。ヨルダン南部において、南アンマン排水処理プロジェクトを開始いたしました。同地域における水資源の課題解決に貢献いたします。また、トルコにおけるバイオマス発電事業のフル稼働の早期実現に向け注力しております。



② 設備投資の状況

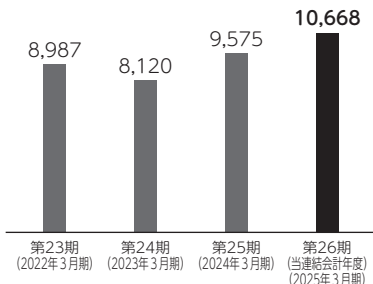
当連結会計年度において、実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,268,979千円で、その主なものは、自然エネルギー事業の太陽光発電所の建設等に係る投資1,162,286千円及びブラウンフィールド活用事業の建物等にかかる投資98,416千円であります。

③ 資金調達の状況

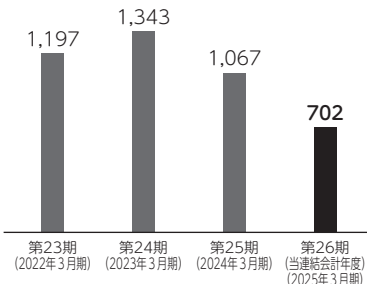
当連結会計年度において、当社グループの所要資金として、金融機関より短期及び長期借入金3,745,866千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

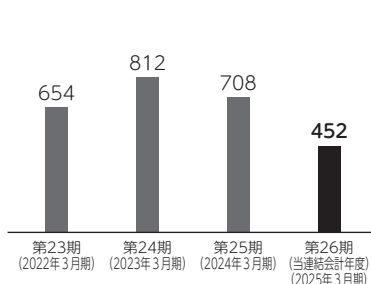
売上高 (単位：百万円)



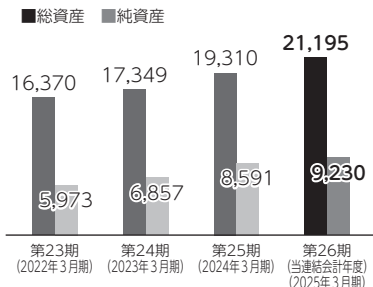
経常利益 (単位：百万円)



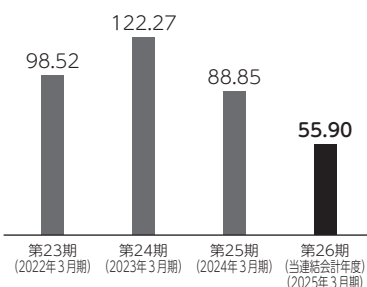
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



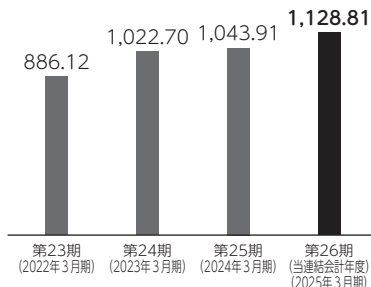
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第 23 期 (2022年 3 月期)	第 24 期 (2023年 3 月期)	第 25 期 (2024年 3 月期)	第 26 期 (当連結会計年度 (2025年 3 月期))
売上高(百万円)	8,987	8,120	9,575	10,668
経常利益(百万円)	1,197	1,343	1,067	702
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	654	812	708	452
1株当たり当期純利益 (円)	98.52	122.27	88.85	55.90
総資産(百万円)	16,370	17,349	19,310	21,195
純資産(百万円)	5,973	6,857	8,591	9,230
1株当たり純資産額 (円)	886.12	1,022.70	1,043.91	1,128.81

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社及び関連会社の状況

会 社 名	資本金(千円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社インバ イオ・エンジニアリング	40,000	100	土壌汚染対策事業
恩拜欧(南京)環保科技有限公司	159,495	100	土壌汚染対策事業
株式会社インバ イオ・リアルエステート	10,000	100	ブラウンフィールド活用事業
株 式 会 社 土 地 再 生 投 資	45,500	60	ブラウンフィールド活用事業
ソ ー ラ ー 年 金 株 式 会 社	6,660	100	自然エネルギー事業
太 陽 光 パ ー ク 2 合 同 会 社	10	100	自然エネルギー事業
ウ ェ ガ ・ ソ ー ラ ー 合 同 会 社	1,000	100	自然エネルギー事業
ア ル タ イ ル ・ ソ ー ラ ー 合 同 会 社	1,000	100	自然エネルギー事業
株式会社インバ イオ・イシカル・プロダクツ	3,000	100	自然エネルギー事業
株 式 会 社 イン バ イ オ C ・ イ ナ ジ ー	10,000	100	自然エネルギー事業
M a F 合 同 会 社	500	90	自然エネルギー事業
インバ イオ C ・ ウェスト合同会社	1,000	100	自然エネルギー事業
Enbio Middle East FZE LLC	319,860	100	自然エネルギー事業
Enbio Lel Taqa FZC LLC	—	80	自然エネルギー事業
DEFNE ENERGY INVESTMENT INDUSTRY TRADE LIMITED	72,300	76	自然エネルギー事業

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 2024年7月23日にエンバイオC・ウェスト合同会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。

3. DEFNE ENERGY INVESTMENT INDUSTRY TRADE LIMITEDは、前連結会計年度まで非連結子会社でありましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する土壤汚染関連業界の国内市場は、2019年4月の土壤汚染対策法の一部改正により土壤汚染調査の契機が拡大し、年間の調査件数は増加傾向が続いておりますが、完全浄化から土地利用目的に応じた健康被害防止に目的を絞った合理的な対策手法へのシフトが進み、調査・対策の受注高は年間700～900億円程度でほぼ増減なく推移しております。収益拡大のためには、土壤汚染対策事業における土壤汚染調査と土壤汚染浄化工事だけでなく、ブラウンフィールド活用事業におけるそれらと連動する土壤汚染地の買取や利活用サービスを包括的に市場に投入して、顧客の幅広いニーズに応えることが不可欠だと認識しております。

自然エネルギー事業については、固定価格買取制度（FIT制度）の買取価格が年々低下し、新規の太陽光発電所の収益性が低下しているため、FIT制度に依存しない事業スキームの構築が課題となっております。

これらを踏まえて、以下のような課題に取り組み、競合他社とのより一層の差別化を図ることにより、業容の拡大に努めてまいります。

① 土壤汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化

当社グループは、株式会社エンバイオ・リアルエーストを通してクリーニング工場やガソリンスタンド等の小規模な土壤汚染地の買取・浄化・再販事業（ブラウンフィールド活用事業）で数多くの実績を蓄積してまいりました。株式会社土地再生投資のノウハウ活用による規模の効果と土壤汚染地の出口戦略の多様化に寄与することによって、土壤汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業との相乗効果の最大化を目指しておりますが、現時点では、産業用地の土地取引における潜在的な売手となる土地所有者の情報入手とアプローチが課題であると認識しております。グループ横断的なコンサルティング営業を徹底し、土壤汚染対策から土壤汚染地活用までのワンストップソリューションによる事業拡大に努めてまいります。

② 土壤汚染対策事業における品質管理及びリスク管理の強化

土壤汚染対策事業においては、顧客開拓が奏功し大型の土壤汚染対策工事が増えてまいりました。大型案件については、品質管理や原価管理の巧拙により利益が変動する事業リスクが大きいと認識しております。営業担当、技術担当、工事担当が複眼的に案件を俯瞰する品質管理体制を徹底して品質の向上と原価の低減を図るとともに、安全品質管理室を中心に安全対策のより一層の徹底を図ることでリスク管理に努めてまいります。

また、受注金額が一定金額を超える土壤汚染対策工事については、工事進行基準を適用し、月次でのタイムリーな原価管理による精度向上に努めてまいります。

③ 土壌汚染対策事業における多様な技術及びノウハウによる競争力の強化

現在までに多数の企業の参入と様々な土壌浄化技術が実用化された結果、国内では土壌汚染リスクに対する顧客の理解が進み、競合企業間での競争が激しく、工事単価の低価格化が進んでおります。同時に新たな汚染物質として、欧米では問題化してきたPFAS（PFOA、PFOS）に関する関心が高まってまいりました。こうした市場環境においては、掘削除去に偏重していた顧客ニーズにも変化が見られ、多様な技術やノウハウによる高付加価値サービスで他社との差別化を図ることが、競争力強化の鍵と認識しております。顧客ニーズに迅速に対応できるよう、技術戦略部を中心に新技術、新工法の開発・導入・提案体制を強化し、大学との共同研究による汚染物質分解微生物を用いた開発、米国から新たな原位置透過壁工法（ブルームストップ工法）の導入、新規対象物質PFAS（PFOA、PFOS）に対応した対策技術の開発、PFAS（PFOA、PFOS）フリー製品の販売等を行ってまいります。

施工実績数と低事故率により審査を通過し、国内企業では初めて付保できた責任施工保証保険、及びこれまで蓄積してきた土壌浄化工事の設計・責任施工ノウハウを裏付けとして、土壌汚染対策工事の費用総額を保証するサービス（プレアセスメント調査）を商品化いたしました。土壌汚染リスクを早期に確定させたい土地所有者やデベロッパー向けのリスク移転商品として拡販を行ってまいります。

④ ブラウンフィールド活用事業におけるコンサルティング営業の強化

取り扱う物件の規模を中規模から大規模にスケールアップすることによる収益の拡大を目指しておりますが、不動産市況が活況で大手不動産各社の仕入が旺盛であり、かつ、多少の土壌汚染リスクは許容した上で購入しているため、大型物件の仕入競争が激しくなっております。土地所有者から土壌汚染問題の相談を受け、リスク評価と解決策を提案する際に、一案として買取を提案するといったコンサルティング営業を強化することに加え、信託銀行や大手不動産仲介から土壌汚染の可能性のある産業用地売却に関する情報量を増やし、大手不動産各社との差別化を図ってまいります。

- ⑤ ブラウンフィールド活用事業における資本効率の改善
ブラウンフィールド活用事業では、販売用不動産及び収益物件を購入しており、案件ごとの販売計画、収益計画の管理強化による資本効率の改善が課題と認識しております。収益物件の入れ替えを進めることで、販売用不動産と収益物件の構成の見直し、また、販売用不動産の販売サイクルの短縮に努めることで、資本効率の改善を図ってまいります。
- ⑥ 自然エネルギー事業のストック収益源の拡大
当社グループが安定的に成長し続けていくためには、フロー型の土壤汚染対策事業とブラウンフィールド活用事業で短中期的な売上、利益成長を担うとともに、自然エネルギー事業で将来的なストック収益源を蓄積することが重要と考えております。自然エネルギー事業では、2027年3月期までに総発電量100MW達成することを目標に掲げ、積極的に太陽光発電所の建設を行ってまいります。
- ⑦ 自然エネルギー事業の強化
国内でのFIT制度を活用した新規の太陽光発電事業の採算は低下しているため、オンサイト／オフサイトPPA事業や太陽光発電に代わる発電事業及び海外での発電事業等のFIT制度に依存しない事業の拡大が課題と認識しており、具体的な開発を進めております。
- ⑧ 人材の確保、育成
事業の継続的な発展を実現するためには、優秀な人材を十分に確保することとその育成が不可欠ですが、当社グループが小規模会社であることや知名度が低いことなどから、人材の採用が課題であると認識しております。新卒の採用活動に力を注ぐとともに将来を担う若手社員の積極採用、性別・国籍・年齢を問わない採用方針、カムバック採用を含む幅広い採用活動を実施してまいります。また、管理職研修によるマネジメント能力の強化、大学等外部専門機関の専門研修による高度技能者の育成、当社グループ独自のDLD制度（分散型学習及び開発制度）の予算化により、自主的な開発意欲の支援等の施策を展開して人材育成の強化に取り組んでまいります。
- さらに給与ベースアップの実施、資格手当制度による資格保有者の優遇、希望すれば遠隔地での勤務や完全リモートワークを可能とするIT環境の整備、働きやすい環境を意識したオフィスの増床など給与体系の充実化や働き方改革、職場環境の改善等に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当企業集団は、主要なものとして土壌汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業及び自然エネルギー事業を行っておりますが、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
土 壌 汚 染 対 策 事 業	・土壌汚染の調査、対策工事の設計・施工、コンサルティング及び調査・対策工事に使用する機器・資材・浄化用薬剤の輸入販売を行う事業 ・水処理設備等の設計・施工・維持管理及び建築工事を行う事業
ブラウンフィールド活用事業	・土壌汚染地の買取再販・賃貸並びにコンサルティングを行う事業 ・権利調整案件の買取再販・賃貸を行う事業
自 然 エ ネ ル ギ ー 事 業	・再生可能エネルギーを利用した売電事業 ・再生可能エネルギープロジェクトへの投資事業

(6) 主要な事業所（2025年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都千代田区
---	---	---------

② 子会社及び関連会社

株式会社インバィオ・エンジニアリング	本社（東京都千代田区） 千葉支店（千葉県千葉市） 関西支店（大阪府大阪市） 沖縄営業所（沖縄県那覇市） インバィOTOKYO R&Dセンター（埼玉県川越市）
恩拜欧（南京）环保科技有限公司	本社（中国南京市）
株式会社インバィオ・リアルエステート	本社（東京都千代田区）
株式会社土地再生投資	本社（東京都千代田区）
ソーラー年金株式会社	本社（東京都千代田区）
太陽光パーク2合同会社	本社（東京都千代田区）
ヴェガ・ソーラー合同会社	本社（東京都新宿区）
アルタイル・ソーラー合同会社	本社（東京都新宿区）
株式会社インバィオ・インカル・プロダクツ	本社（東京都千代田区）
株式会社インバィオC・イナジ－	本社（東京都千代田区）
M a F 合同会社	本社（東京都千代田区）
インバィオC・ウェスト合同会社	本社（東京都千代田区）
Enbio Middle East FZE LLC	本社（Ajman UAE）
Enbio Lel Taqa FZC LLC	本社（Ajman UAE）
DEFNE ENERGY INVESTMENT INDUSTRY TRADE LIMITED	本社（Bolu Turkey）

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数（名）	前連結会計年度末比増減
土 壌 汚 染 対 策 事 業	78	2名減
ブ ラ ウ ン フ ィ ー ル ド 活 用 事 業	7	-
自 然 エ ネ ル ギ ー 事 業	3	-
全 社 （ 共 通 ）	13	1名減
合 計	101	3名減

(注) 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
16名	1名減	40.4歳	5.3年

(注) 上記の使用人数には、派遣社員、契約社員、嘱託、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高 (千 円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,376,306
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン (注) 1	2,271,750
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,726,811
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	479,367
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン (注) 2	286,800

(注) 1. 株式会社みずほ銀行を幹事とする計3行からの協調融資によるものであります。
2. 株式会社みずほ銀行を幹事とする計4行からの協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2024年5月22日付で、当社株式は東京証券取引所グロース市場から同取引所スタンダード市場に市場変更いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 11,140,000株
- ② 発行済株式の総数 8,175,200株（自己株式75,090株を含む）
- ③ 株主数 3,417名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数（株）	持 株 比 率（％）
株 式 会 社 シ ー ア ー ル イ ー	2,780,000	34.32
西 村 実	495,500	6.12
中 村 賀 一	432,000	5.33
平 田 幸 一 郎	200,000	2.47
根 本 昌 明	194,500	2.40
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	191,300	2.36
株 式 会 社 S B I 証 券	94,461	1.17
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	92,500	1.14
楽 天 証 券 株 式 会 社	87,500	1.08
中 間 哲 志	81,500	1.01

(注) 上記大株主の状況に記載の中村賀一（当社代表取締役社長）の所有株式数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ジーエヌピーが所有する株式数70,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

イ. 自己株式の取得

2024年6月20日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項を決議し、同決議に基づき自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び総数	普通株式	55,600株
取得価額の総額		34,958千円
取得期間		2024年6月21日～2024年8月6日

ロ. 自己株式の処分

2024年12月20日開催の取締役会において、自己株式の処分に係る事項を決議し、同決議に基づき、2025年3月19日付で譲渡制限付株式報酬を目的とした自己株式の処分を実施いたしました。

処分した自己株式の種類及び総数	普通株式	18,400株
処分価額の総額		10,672千円
処分日		2025年3月19日

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村 賀一	経営全般
取締役会長	西村 実	土壌汚染対策事業担当 (株)エンバイオ・エンジニアリング代表取締役
取締役	山本 敏仁	ブラウンフィールド活用事業担当 (株)エンバイオ・リアルエステート代表取締役
取締役	横溝 透修	自然エネルギー事業担当 太陽光パーク2 合同会社職務執行者
取締役	亀山 忠秀	(株)シーアールイー代表取締役社長
取締役	小竹 由紀	アクモス(株)取締役
取締役（常勤監査等委員）	高山 和夫	
取締役（監査等委員）	星野 隆宏	K&L Gates外国法共同事業法律事務所パートナー
取締役（監査等委員）	平田 幸一郎	(有)アドバンスワン取締役社長 平田公認会計士事務所所長 ビープラッツ(株)社外監査役 ランサーズ(株)社外監査役
取締役（監査等委員）	行川 一郎	

(注) 1. 取締役亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）高山和夫氏、星野隆宏氏、平田幸一郎氏及び行川一郎氏は、社外取締役（監査等委員）であります。

3. 取締役（監査等委員）星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

4. 取締役（監査等委員）平田幸一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当社は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、取締役小竹由紀氏、取締役（常勤監査等委員）高山和夫氏、取締役（監査等委員）星野隆宏氏、取締役（監査等委員）平田幸一郎氏及び取締役（監査等委員）行川一郎氏を指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

7. 田月智之氏は、2024年11月15日をもって当社取締役を辞任いたしました。

在任中は、当社取締役管理本部長、法務部長、株式会社エンバイオC・エナジー取締役及びAlamport Renewables Pte. Ltd., Directorを兼任いたしました。

8. 取締役（監査等委員）行川一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任する予定であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は2023年6月27日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の決定方針を決議し、2023年7月1日より実施しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

取締役の報酬決定の透明性、公正性を図ると同時に企業価値の持続的な向上、優秀な人材を確保することができる報酬とするため、個々の取締役の報酬の決定に際しては業績の推移及び各職責に相応した適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針及び取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く、以下同じ）の報酬は、毎月支給される金銭報酬である固定の月額基本報酬（以下「基本報酬」という。）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付で構成され、業績連動報酬等は支給しない。

業務執行から独立した立場である社外取締役には、基本報酬のみを支給し、非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付は行わない。なお、無報酬の社外取締役には基本報酬、業績連動報酬等ともに支給しない。

取締役の基本報酬は、本方針決議日現在有効な2023年6月27日開催の第24回定時株主総会で定められた取締役報酬総額（年額500百万円以内）及び役員報酬規程並びに担当職務、業績及び貢献度等を反映した具体的な配分方法を定めた内規にしたがって算定された範囲内で、4に定めた方法で、支給額を決定することとし、定時株主総会開催月の翌月から金銭報酬として支給する。

非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については、株主との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるために、中期経営計画と連動する形で必要に応じて交付することとし、基本報酬とは別枠で支給される。非金銭報酬等を交付する場合は、譲渡制限付株式の交付を実施する事業年度毎に、4で定めた方法で、総数年間最大3万3千株、支給される当該金銭報酬債権の総額は年間50百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まず）の範囲内で役員報酬規程並びに担当職務、業績及び貢献度等を考慮し、譲渡制限付株式と引換えに払い込まれる金銭報酬債権額を決定する。

3. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

固定の金銭報酬と非金銭報酬等が交付される場合の非金銭報酬等の比率はおよそ6：4～8：2の割合で支給するものとする。

4. 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

取締役および社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬については、代表取締役及び委員の過半数の社外取締役で構成される報酬委員会（以下「報酬委員会」という。）にて決定、支給されるものとする。なお、報酬委員会は取締役の報酬決定プロセスの透明性、客観性を高めることを目的としている。報酬委員会は中村賀一氏（代表取締役社長）、亀山忠秀氏（社外取締役）及び小竹由紀氏（社外取締役）で構成されている。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の非金銭報酬等としての譲渡制限付株式の交付については、報酬委員会の決定を経た譲渡制限付株式と引換えに払い込まれる金銭報酬債権額について対象取締役に支給することを取締役会において決議するものとする。

③ 報酬等の額

区 分	員 数 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬
取 締 役 (うち社外取締役)	5 (1)	119,919 (3,672)	119,919 (3,672)	－ (－)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	4 (4)	12,240 (12,240)	12,240 (12,240)	－ (－)
合 計 (うち社外役員)	9 (5)	132,159 (15,912)	132,159 (15,912)	－ (－)

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等の総額には、無報酬の取締役2名（うち社外取締役1名）を除いております。
2. 上記の報酬等の総額以外に、当事業年度において取締役1名が、役員を兼務する当社子会社から役員として受けた報酬等の総額は20,224千円であります。
3. 上記の取締役の員数には、2024年11月15日をもって取締役を辞任いたしました田月智之氏を含んでおります。
4. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第24回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議されています（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は6名（うち社外取締役2名）であります。
5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第24回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議されています。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役4名）であります。
6. 2023年6月27日開催の第24回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式割当のための報酬が決議されています。取締役（社外取締役

及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額とは別枠で、年額50百万円以内と決議されています。また、各事業年度において取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は3万3千株であります。

④ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

⑤ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役及び当社の子会社の取締役、監査役並びにその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また、当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役亀山忠秀氏は、当社の筆頭株主で、資本業務提携契約に基づく取引がある株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。
- ・ 社外取締役小竹由紀氏は、アクモス株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）星野隆宏氏は、K&L Gates外国法共同事業法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）平田幸一郎氏は、有限会社アドバンスワンの取締役社長、平田公認会計士事務所の所長、ビープラッツ株式会社の社外監査役並びにランサーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	亀 山 忠 秀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会において、不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役	小 竹 由 紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会において、生活関連製品を製造する上場企業のCSRの責任者であった際に培った豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。特にCSRの責任者であった経験によって得られた専門的見地から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	高 山 和 夫	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として13回に、また、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、大手生命保険会社で得た内部統制制度の構築や業務監査に関する幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	星 野 隆 宏	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として13回に、また、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に弁護士としての専門的見地に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。
社外取締役 (監査等委員)	平 田 幸 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として13回に、また、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を適宜行っております。

招 集
通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	行 川 一 郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、監査等委員として13回に、また、監査等委員会13回のうち13回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会計に関する知識及び幅広い知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うなど社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、ストックビジネスである自然エネルギー事業の既設設備から得られる収益の約30%を当面の配当原資とすることで、累進的配当をすることを基本方針としております。資本効率の向上と株主還元の充実を重要な経営課題と位置付けており、市場環境や株価水準、財務状況等を踏まえ、配当と自己株式の取得を総合的に勘案した柔軟な還元を実施し、目標ROE15%に向けた資本コントロールを行ってまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき9円とすることといたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	8,957,765	流 動 負 債	4,818,328
現 金 及 び 預 金	3,293,050	買 掛 金	744,717
受取手形、売掛金及び契約資産	2,354,759	未払金及び未払費用	110,949
棚 卸 資 産	2,952,463	短 期 借 入 金	1,788,475
そ の 他	357,943	1年内返済予定の長期借入金	1,666,463
貸 倒 引 当 金	△451	未 払 法 人 税 等	199,568
		契 約 負 債	209,676
		賞 与 引 当 金	41,077
		工 事 損 失 引 当 金	814
		そ の 他	56,586
固 定 資 産	12,237,342		
有 形 固 定 資 産	8,827,861	固 定 負 債	7,146,252
建 物 及 び 構 築 物	868,674	長 期 借 入 金	6,643,942
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	5,692,979	資 産 除 去 債 務	295,386
土 地	1,819,114	そ の 他	206,923
建 設 仮 勘 定	437,241		
そ の 他	9,851	負 債 合 計	11,964,581
無 形 固 定 資 産	445,080	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	94,065	株 主 資 本	8,840,011
そ の 他	351,015	資 本 金	2,325,334
		資 本 剰 余 金	2,404,288
投 資 其 他 の 資 産	2,964,399	利 益 剰 余 金	4,149,175
投 資 有 価 証 券	836,741	自 己 株 式	△38,786
長 期 貸 付 金	1,561,055	その他の包括利益累計額	301,313
敷 金 及 び 保 証 金	93,685	その他有価証券評価差額金	2,382
長 期 前 払 費 用	303,466	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	28,537
そ の 他	169,450	為 替 換 算 調 整 勘 定	270,393
		非 支 配 株 主 持 分	89,201
		純 資 産 合 計	9,230,526
資 産 合 計	21,195,108	負 債 純 資 産 合 計	21,195,108

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,668,079
売上原価		8,014,553
売上総利益		2,653,526
販売費及び一般管理費		1,814,071
営業利益		839,454
営業外収益		
受取利息及び配当金	60,260	
受取家賃	6,159	
受取保険金	17,191	
貸倒引当金戻入額	8,307	
その他の	10,722	102,642
営業外費用		
支払利息	141,314	
支払手数料	36,162	
為替差損	27,429	
その他の	35,074	239,980
経常利益		702,116
特別利益		
補助金収入	9,531	9,531
特別損失		
固定資産圧縮損	9,531	9,531
税金等調整前当期純利益		702,116
法人税、住民税及び事業税	329,437	
法人税等調整額	△47,540	281,897
当期純利益		420,219
非支配株主に帰属する当期純損失		△32,470
親会社株主に帰属する当期純利益		452,689

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,958,764	流 動 負 債	1,237,733
現 金 及 び 預 金	637,290	短 期 借 入 金	735,000
売 掛 金	44,589	1年内返済予定の長期借入金	446,992
短 期 貸 付 金	1,138,400	未 払 金	29,448
立 替 金	13,972	未 払 費 用	4,347
未 収 入 金	71,466	預 り 金	7,251
前 払 費 用	51,062	未 払 法 人 税 等	10,516
そ の 他	1,982	そ の 他	4,177
固 定 資 産	8,901,230	固 定 負 債	4,053,349
有 形 固 定 資 産	34,407	長 期 借 入 金	4,053,349
建 物	10,986	負 債 合 計	5,291,082
建 物 附 属 設 備	21,647	(純 資 産 の 部)	
工 具 器 具 備 品	1,773	株 主 資 本	5,548,624
無 形 固 定 資 産	85	資 本 金	2,325,334
そ の 他	85	資 本 剰 余 金	2,397,186
投 資 そ の 他 の 資 産	8,866,738	資 本 準 備 金	2,235,334
投 資 有 価 証 券	411,464	そ の 他 資 本 剰 余 金	161,852
関 係 会 社 株 式	443,095	利 益 剰 余 金	864,890
その他の関係会社有価証券	450,734	そ の 他 利 益 剰 余 金	864,890
長 期 貸 付 金	7,681,530	繰 越 利 益 剰 余 金	864,890
長 期 前 払 費 用	15,606	自 己 株 式	△38,786
敷 金 及 び 保 証 金	52,929	評 価 ・ 換 算 差 額 等	20,288
繰 延 税 金 資 産	21,835	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,949
そ の 他	117,541	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	25,238
貸 倒 引 当 金	△328,000	純 資 産 合 計	5,568,913
資 産 合 計	10,859,995	負 債 純 資 産 合 計	10,859,995

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		765,934
営 業 費 用		782,183
営 業 損 失		△16,248
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	161,331	
受 取 配 当 金	11,829	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	7,266	
受 取 保 険 金	11,945	
そ の 他	4,289	196,662
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	83,582	
支 払 手 数 料	30,848	
為 替 差 損	22,585	
そ の 他	13,077	150,093
経 常 利 益		30,319
税 引 前 当 期 純 利 益		30,319
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△69,832	
法 人 税 等 調 整 額	15,382	△54,450
当 期 純 利 益		84,770

招 集 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 千足 幸男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 有賀 美保子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千足	幸男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	有賀	美保子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンバイオ・ホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、監査の方針、職務の分担等を定め、監査等委員会監査基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会社法第399条の13第1項口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき業務の適正を確保するために整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

株式会社エンバイオ・ホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	高	山	和	夫	印
監査等委員	星	野	隆	宏	印
監査等委員	平	田	幸	一	印
監査等委員	行	川	一	郎	印

(注) 監査等委員高山和夫及び星野隆宏、平田幸一郎、行川一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6 名）は、本定時株主総会をもって任期満了となりますので、取締役 6 名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名		当社における地位
1	中 村 賀 一	再 任	代表取締役社長
2	西 村 実	再 任	取締役会長
3	山 本 敏 仁	再 任	取締役
4	横 溝 透 修	再 任	取締役
5	亀 山 忠 秀	再 任	社 外 社外取締役
6	小 竹 由 紀	再 任	社 外 独 立 社外取締役

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
1	なか むら よし かず 中 村 賀 一 (1973年3月11日) 再 任	1995年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 2000年7月 平田公認会計士事務所入所 2004年6月 株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ（現：当社）取締役 2006年8月 株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2007年6月 株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）取締役 2010年3月 株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）取締役 2016年1月 株式会社ユーザーローカル社外監査役 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役 2019年2月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役 2019年4月 Enbio Middle East FZE LLC Manager（現任） 2019年7月 Enbio Lel Taqa FZC LLC Manager（現任） 2019年9月 株式会社関東ミキシングコンクリート（現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ）取締役 2020年6月 当社専務取締役 2021年9月 株式会社エンバイオC・エナジー取締役 2021年10月 株式会社カラダノート取締役（監査等委員）（現任） 2022年5月 DEFNE ENERGY INVESTMENT INDUSTRY TRADE LIMITED General manager（現任） 2023年6月 当社代表取締役社長（現任） 2024年9月 株式会社ユーザーローカル取締役（監査等委員）（現任）	362,000株
【取締役候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり、経理、財務の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2004年から当社取締役として経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。			

招 集 通 知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
2	にし むら みのる 西 村 実 (1958年11月7日) 再 任	1981年4月 ライオン株式会社入社 1990年5月 株式会社日本総合研究所入社 2000年6月 株式会社エンバイオテック・ラボラトリーズ (現：当社) 取締役 2003年1月 株式会社アイ・エス・ソリューション (現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 代表取締役 2006年8月 株式会社ランドコンシェルジュ (現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング) 取締役 2008年1月 当社代表取締役社長 2010年3月 株式会社ビーエフマネジメント (現：株式会社エンバイオ・リアルエステート) 取締役 (現任) 2018年2月 恩拜欧 (南京) 環保科技有限公司董事長 2019年6月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役 2019年6月 株式会社土地再生不動産投資 (現：株式会社土地再生投資) 代表取締役会長 2019年9月 株式会社関東ミキシングコンクリート (現：株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ) 代表取締役 2022年4月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役会長 2022年6月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング代表取締役 (現任) 2022年6月 恩拜欧 (南京) 環保科技有限公司董事 (現任) 2023年1月 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ取締役 (現任) 2023年6月 当社取締役会長 (現任) 2025年4月 株式会社土地再生投資代表取締役社長 (現任)	495,500株
【取締役候補者とした理由】 当社及びグループ会社で長年にわたり、国内・海外の土壤汚染対策事業、ブラウンフィールド活用事業の企画、開発、運営の業務や経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2008年から2023年6月まで当社代表取締役として、経営を担ってきました。当社における豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する当社の 株 式 数
3	やま もと とし ひと 山 本 敏 仁 (1974年5月7日) 再 任	1997年4月	三井不動産建設株式会社（現：みらい建設工業株式会社）入社	15,500 株
		2002年4月	株式会社ジョイント・コーポレーション（現：株式会社長谷工不動産）入社	
		2011年3月	株式会社アイ・エス・ソリューション（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社 株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）出向	
		2014年4月	株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）代表取締役（現任）	
		2017年11月	株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土地再生投資）取締役（現任）	
		2019年6月	当社取締役（現任）	
		2023年6月	株式会社エンバイオ・エンジニアリング取締役（現任）	
	【取締役候補者とした理由】 グループ会社で長年にわたり、ブラウンフィールド活用事業の業務と経営に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2014年から株式会社ビーエフマネジメント（現：株式会社エンバイオ・リアルエステート）の代表取締役として同社の経営を担ってきました。ブラウンフィールド活用事業に関する豊富な業務経験と企業経営に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。			

招 集 し 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況		所有する当社の株 式 数
4	よこ みぞ ゆき のぶ 横 溝 透 修 (1979年3月31日) 再任	2010年7月	株式会社ランドコンシェルジュ（現：株式会社エンバイオ・エンジニアリング）入社	14,100 株
		2015年3月	ヴェガ・ソーラー合同会社職務執行者（現任）	
		2016年3月	アルタイル・ソーラー合同会社職務執行者（現任）	
		2016年4月	当社入社 経営企画室長	
		2016年9月	ソーラー年金株式会社代表取締役（現任）	
		2016年10月	太陽光パーク2 合同会社職務執行者（現任）	
		2019年6月	当社取締役（現任）	
		2020年8月	株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ取締役	
		2021年9月	株式会社エンバイオC・エナジー代表取締役（現任）	
		2022年7月	MaF合同会社職務執行者（現任）	
		2023年1月	株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ代表取締役（現任）	
		2023年11月	Alamport Renewables Pte. Ltd. Director（現任）	
		2025年4月	当社経営企画室長（現任）	
【取締役候補者とした理由】 当社で長年にわたり、自然エネルギー事業の企画と業務に携わり、豊富な経験と実績を有しています。2016年から当社の新事業の経営企画室長として当社保有の太陽光発電所の経営を担ってきました。自然エネルギー事業に関する豊富な業務経験と新規事業開発に関する知見を有しており、引き続き選任をお願いするものであります。				

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
5	かめ やま ただ ひで 亀 山 忠 秀 (1974年12月26日) 再 任 社 外	2002年7月 株式会社幸洋コーポレーション（旧：株式会社 コマーシャル・アールイー）入社 2006年6月 株式会社コマーシャル・アールイー取締役 2007年6月 株式会社コマーシャル・アールイー常務取締役 2010年8月 公共シー・アール・イー株式会社（現：株式 会社シーアールイー）入社 2011年7月 公共シー・アール・イー株式会社（現：株式 会社シーアールイー）常務取締役 2014年8月 ストラテジック・パートナーズ株式会社（現： CREリートアドバイザーズ株式会社）取締役（現 任） 2016年4月 CRE Asia Pte. Ltd.取締役（現任） 2016年6月 当社社外取締役（現任） 2016年9月 NCF不動産投資顧問株式会社（現：ストラテジ ック・パートナーズ株式会社）取締役（現任） 2017年8月 株式会社シーアールイー代表取締役社長（現 任） 2017年11月 株式会社土地再生不動産投資（現：株式会社土 地再生投資）取締役 2020年12月 株式会社APT取締役 2023年4月 PT.Cella Emerald Logistik監査役（現任） 2024年5月 CRE(Thailand) Co., Ltd.取締役（現任）	100 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は不動産ビジネスを行う企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、引き続き当該 知見を活かして、特に不動産開発業、物流不動産業界に関する専門的見地から取締役の職務執行に対す る監督・助言等をいただくことを期待したため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするもので あります。			

招 集 し 通 知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株数
6	お だ け ゆ き 小 竹 由 紀 (1957年12月1日) 再任 社外 独立	1981年4月 ライオン株式会社入社 2012年1月 同社CSR企画担当部長 2015年1月 同社CSR推進部長 2020年6月 当社社外取締役（現任） 2022年6月 東京特殊電線株式会社（現：株式会社TOTOKU）取締役 2023年9月 アクモス株式会社取締役（現任）	1,000 株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏が生活関連製品を製造する事業会社のCSRの責任者であったことから、当該事項に関する豊富な経験と幅広い知識を有しています。引き続き当該知見を活かして、CSRに限らずSDGs等の幅広い事項に関する専門的見地から取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待したため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 候補者中村賀一氏、西村実氏、山本敏仁氏、横溝透修氏及び小竹由紀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者亀山忠秀氏は、当社の資本業務提携先・主要株主である株式会社シーアールイーの代表取締役社長であります。同氏と当社との間には、上記を除き特別の利害関係はありません。
3. 候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏は、現在、当社の社外取締役であります。両者の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって亀山忠秀氏が9年、小竹由紀氏が5年となります。
5. 当社は、候補者亀山忠秀氏及び小竹由紀氏との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また、当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき候補者小竹由紀氏を一般株主との利益相反を生じることのない独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本定時株主総会をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会全体の構成を勘案して1名を減員し、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。当社としましては、1名の減員にかかわらず、監査等委員会による当社グループの経営に対する監査・監督の実効性を引き続き確保できると判断しております。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				当社における地位
1	高 山 和 夫	再 任	社 外	独 立	社外取締役常勤監査等委員
2	星 野 隆 宏	再 任	社 外	独 立	社外取締役監査等委員
3	平 田 幸一郎	再 任	社 外	独 立	社外取締役監査等委員

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
1	たか やま かず お 高 山 和 夫 (1951年8月21日) 再 任 社 外 独 立	1976年4月 朝日生命保険相互会社入社 2001年4月 同社保険金部長 2003年4月 同社監査役室長 2009年4月 朝日ライフアセットマネジメント株式会社監査役 2012年6月 株式会社ユビキタスエンターテインメント監査役 2015年3月 株式会社イデアル監査役 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 株式会社エンバイオ・エンジニアリング監査役(現任) 株式会社エンバイオ・リアルエステート監査役(現任) 株式会社エンバイオ・エシカル・プロダクツ監査役(現任) 株式会社土地再生投資監査役(現任) 2021年9月 株式会社エンバイオC・エナジー監査役(現任) 2023年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	0 株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大手生命保険会社で、人事、労務、事業再編、監査業務等を、また子会社の投資顧問会社で常勤監査役を経験し、大手生命保険会社を退職後はベンチャー企業での常勤監査役の経験もあり、当社の事業規模に合致した内部統制制度の構築や業務監査に対して豊富な経験と知見を有しております。独立した立場からの監督機能の強化が期待できるため、監査等委員である社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株 式 数
2	ほし の たか ひろ 星 野 隆 宏 (1955年11月22日) 再任 社外 独立	1981年4月 裁判官任官 1987年4月 弁護士登録 外立法律事務所（現：外立総合法律事務所）パートナー 1996年5月 星野総合法律事務所開設 2006年9月 アクモス株式会社社外監査役 2007年6月 当社社外監査役 2014年1月 K&L Gates外国法共同事業法律事務所パートナー（現任） 2015年6月 株式会社デファクトスタンダード社外監査役 2018年11月 一般社団法人かけはし理事長（現任） 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	10,000 株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 弁護士として、企業法務に精通しており2007年に当社の社外監査役に就任以来、法的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。			

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株数
3	ひら た こういちろう 平 田 幸一郎 (1967年11月5日) 再任 社外 独立	1990年4月 安田火災海上保険株式会社（現：株式会社損害保険ジャパン）入社 1992年10月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所 1997年8月 中央コーパース・アンド・ライブランド・アドバイザース株式会社（現：税理士法人プライスウォーターハウスクーパース）入社 1999年8月 平田公認会計士事務所開業所長（現任） 2001年5月 有限会社アドバンスワン設立取締役社長（現任） 2006年4月 株式会社ディアーズ・ブレイン社外監査役（現任） 2007年3月 株式会社カタリスト社外監査役（現任） 2008年7月 ビープラッツ株式会社社外監査役（現任） 2010年3月 第一環境株式会社社外監査役（現任） 2011年8月 株式会社美人時計（現：BIJIN&CO.株式会社）社外監査役（現任） 2013年6月 当社社外監査役 2014年1月 ランサーズ株式会社社外監査役（現任） 2014年5月 カタリズム株式会社（現：アソビュー株式会社）社外監査役（現任） 2017年5月 廣和興産株式会社取締役（現任） 2017年7月 株式会社TIMERS監査役（現任） 2017年9月 株式会社エブリー監査役（現任） 2018年5月 株式会社カケハシ監査役（現任） 2019年9月 株式会社マツモト交商監査役（現任） 2020年10月 アル株式会社監査役（現任） 2021年2月 テックタッチ株式会社監査役（現任） 2021年3月 株式会社プラネットワーク監査役（現任） 2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年12月 株式会社SKYPROJECT（現：株式会社ディアーズブレイン・ホールディングス）社外監査役（現任）	200,000 株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し2013年に当社の社外監査役に就任以来、会計的観点に留まらない貴重な発言を行っていることから、当社の経営について適切な監査を遂行できるものと期待したため、監査等委員である社外取締役として引き続き選任をお願いするものです。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 候補者高山和夫氏、星野隆宏氏及び平田幸一郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。各氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、各氏は監査等委員である社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの在任期間は、高山和夫氏が5年、星野隆宏氏が18年、平田幸一郎氏が12年となります。
4. 当社は、各候補者との間で会社法第427条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役として選任を承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及びその相続人等を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を締結しており、各氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて補填されます。また当該保険契約は役員等の職務執行の適正のため免責金額が設定されておりますので、損害額のうち当該免責金額については補填されず、被保険者である役員等の自己負担となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき候補者高山和夫氏、星野隆宏氏及び平田幸一郎氏を一般株主との利益相反を生じるおそれのない独立役員として指定し、同取引所に届け出をしております。

以 上

株主総会会場ご案内図

